

岩手県告示第659号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年8月3日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 松村工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市中妻町二丁目4番7号
 - ウ 代表者の氏名 松村英明
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第3551号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年8月3日付けで大工工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年8月2日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社馬内電設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市厨川二丁目4番43号
 - ウ 代表者の氏名 馬内敬子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－29）第5768号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年7月30日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年8月23日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社システムプラザいとう
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市上江釣子18地割26番地6
 - ウ 代表者の氏名 伊藤琢造
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第6525号
 - (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年7月28日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年7月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐藤鋳金製作所
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大渡町一丁目3番9号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤公克
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第8320号
 - (3) 処分の内容 鋳金工事業及び熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年7月29日付けで鋳金工事業及び熱絶縁工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和3年8月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社リョウ建工

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市黒石野一丁目26番4号

ウ 代表者の氏名 高橋京悦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第20174号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年8月3日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和3年8月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社グリーン・ベネフィット

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町下町東2番地38

ウ 代表者の氏名 佐々木勇喜男

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-28)第20058号

(3) 処分の内容 解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年7月30日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。